

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

働き方改革関連法に関する準備は進めていますか？

働き方改革、改正労基法及び労働時間制度全般の疑問等がある場合、「労働時間相談・支援コーナー」で申し出下さい。

春日部労働基準監督署の支援班員による支援、事業場への訪問支援が可能です（訪問支援は、申し込み多数の場合、締め切りとすることがあります。）。

「働き方改革」への取り組みを支えるため
労働時間相談・支援コーナー
を設置します。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ⌚ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ⌚ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ⌚ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ⌚ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



残業時間を減らしたいと思うけど、どうすればいいんだろう？

有給休暇をうまく使いたいのはやまやまなんだけど…

うちの会社の労働時間制度はこのままでいいのかな…？

改正労働基準法・労働安全衛生法の留意点

★改正労働基準法により、法定の年次有給休暇が10日以上の労働者に年次有給休暇を時季指定して付与する場合、就業規則の改正が必要となります。

年次有給休暇の時季指定について 就業規則に記載しましょう。

～ 法改正により、年5日以上の年休を取得させることが義務となります ～

- 2019年4月から、事業主は、**全ての労働者※に年5日以上の年次有給休暇を取得させなければなりません。**
- そのため、事業主が労働者の希望を聞いた上で、**いつ年次有給休暇を取得させるかをあらかじめ決めておくこと（時季指定）が大切です。**

時季指定の際の留意点

時季指定をする場合には、**就業規則に以下2点の記載が必要です。**

- ✓ **時季指定の対象となる労働者の範囲**
- ✓ **時季指定の方法等**

規定例

第〇条

1～4（略） ※ 厚生労働省HPで公開している**モデル就業規則**をご参照ください。

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。

ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

★長時間労働者に対する面接指導等に関する改正

Point 1 労働時間の状況の把握（改正安衛法第66条の8の3、改正安衛則第52条の7の3第1項、第2項）

- 事業者は、改正安衛法第66条の8第1項又は第66条の8の2第1項の規定による面接指導を実施するため、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。
- 事業者は、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存するための必要な措置を講じなければなりません。
- ※ 派遣労働者については、派遣先事業者が労働時間の状況を把握し、派遣元事業者が面接指導等を実施しなければなりません。

Point 2 労働者への労働時間に関する情報の通知（改正安衛則第52条の2第3項）

- 事業者は、時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、当該超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者本人に対して、速やかに当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。
- ※ 当該通知については、高度プロフェSSIONAL制度の適用者を除き、管理監督者、事業場外労働のみなし労働時間制の適用者を含めた全ての労働者に適用されます。

「産業医・産業保健機能」に係る法律が改正されました

～平成31年4月1日から施行～

埼玉労働局労働基準部健康安全課

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年6月29日に可決・成立しました。このうちの労働安全衛生法の一部改正の概要についてお知らせします。

(1) 産業医の活動環境の整備（労働安全衛生法第13条関係）

- 産業医に対する情報提供（第13条第4項関係）（新設）
事業者は産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければなりません。
- 事業者による当該勧告の尊重（第13条第5項関係）
事業者は、産業医から勧告を受けた当該勧告を尊重しなければなりません。
- 勧告の内容を衛生委員会(安全衛生委員会)へ報告（第13条第6項関係）（新設）
事業者は、産業医からの勧告の内容について、衛生委員会(安全衛生委員会)に報告しなければなりません。
- 産業医の選任義務のない事業場における医師等への情報提供（第13条の2第2項関係）（新設）
産業医の選任義務のない事業場における医師等へ情報を提供するよう努めなければなりません。
- 健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備（第13条の3関係）（新設）
労働者の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備など必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(2) 面接指導（労働安全衛生法第66条の8関係）

- 新たに技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する労働者のうち、労働時間が週40時間を超える時間が月100時間を超えた労働者に対して面接指導を行わなければなりません。
（第66条の8の2関係）（新設）
- タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他適切な方法による労働時間の状況を把握しなければなりません。
（第66条の8の3関係）（新設）
- 高度プロフェッショナル制度の対象労働者であって、その健康管理時間が厚生労働省令で定める時間を超えるものに対して面接指導を行わなければなりません。
（第66条の8の4関係）（新設）

(3) 法令等の周知（労働安全衛生法第101条関係）

- 産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容等について、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けるなどにより、労働者に周知させなければなりません。
（第101条第2項関係）（新設）
- 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理の全部又は一部を行わせる場合も、労働者に周知させるよう努めなければなりません。
（第101条第3項関係）（新設）

(4) 心身の状態に関する情報の取扱い（労働安全衛生法第104条関係）

- この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施について、労働者の心身の状態に関する情報を収集、保管又は使用するときは、労働者の健康の確保に必要な範囲内とし、当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、使用しなければなりません（本人の同意がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りではありません）。（第104条第1項関係）（新設）
- 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません。（第104条第2項関係）（新設）

労働保険年度更新に関するお知らせ

令和元年6月1日から同年7月10日の間、当署管轄の労働保険年度更新申告書（平成30年度確定・令和元年度概算）の受付を下記のとおり行いますのでご利用ください。

なお、保険料納付につきましては納付書により金融機関でお願いします。

	月 日	時 間	会 場	所 在 地
随 時 受 付	6月3日（月）～ 7月4日（木） ※土・日を除く	8：30～ 17：00	春日部労働基準監督署 2階事務室	春日部市南 3-10-13 電話 048-735-5228
集 合 受 付	7月5日（金）～ 7月10日（水） ※土・日を除く	9：30～ 16：00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南 3-10-13 電話 048-735-5228

【持参するもの】

- 1 概算・確定保険料申告書
 - 2 同封の平成30年度確定保険料算定基礎賃金集計表
(集計表に平成30年4月分～平成31年3月分の月別対象者数及び賃金を記入して持参してください。)
 - 3 一括有期事業の場合は、一括有期事業報告書（「建設の事業」又は「林業の事業」）及び一括有期事業総括表（「建設の事業」のみ）
 - 4 事業主印（持ち出し可能の場合）
- ※ 上記2、3の集計表や報告書等は、独自にパソコン等で作成したもので可能です。

【ご注意ください】

- 1 外部会場での集合受付は行いません。
- 2 郵送される場合は埼玉労働局労働保険徴収課又は管轄の労働基準監督署へお願いします。
- 3 駐車場が狭いため入場までに長時間お待ちいただくことが予想されますので、来場される場合は公共交通機関をご利用ください。